別表十七㈢の十付表の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号中「「減価償却費の累計額　㈲」」を「「減価償却費の累計額　㈩」」に改め、同号を同第四号とし、同第二号中「「総資産の帳簿価額　㈰」」を「「総資産の帳簿価額　㈱」」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「保険所得の金額　㈱」の欄は、内国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第８項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第８項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、記載しないこと。

別表十七㈢の十一の記載要領第一号に後段として次のように加える。

この場合において、租税特別措置法施行令第39条の18第１項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）又は第39条の118第１項（外国関係会社の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に規定する個別計算外国法人税額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈢の十一の記載要領第二号に後段として次のように加える。

この場合において、租税特別措置法施行令第39条の20の７第１項（外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第39条の18第１項又は同令第39条の120の７第１項（外国関係法人の個別課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第39条の118第１項に規定する個別計算外国法人税額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈢の十一の表中

法人税の額 （別表一(一)「10」、別表一(二)「８」又は別表一(三)「８」）	法人税の額 （別表一「10」－別表六(五の二)「７」）

を、

法人税の額 （別表一の二(一)「10」、別表一の二(二)「８」又は別表一の二(三)「８」）	法人税の額 （別表一の二「10」－別表六の二(二の二)「７」）

に改め、同表の記載要領第一号中「特例）」の次に「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（第３号及び第６号において「特別措置法」という。）第33条第１項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表十七（三の十二）付表において同じ。）」を加え、同第二号中「「法人税の額（別表一(一)「10」、別表一(二)「８」又は別表一(三)「８」）㈡」の欄に」を「「法人税の額（別表一「10」－別表六(五の二)「７」）㈡」の欄の記載に当たつて」と、「別表一(一)「10」の外書の金額、別表一(二)「８」の外書の金額又は別表一(三)「８」の外書の金額を加えた金額を記載する」を「別表一「10」の欄に外書きした金額を「別表一「10」」に含めて計算する」に改め、同第三号中「特例）」の次に「（特別措置法第33条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第５号及び別表十七（三の十二）付表において同じ。）」を加え、同第四号中「「法人税の額（別表一の二(一)「10」、別表一の二(二)「８」又は別表一の二(三)「８」）㈥」の欄に」を「「法人税の額（別表一の二「10」－別表六の二(二の二)「７」）㈥」の欄の記載に当たつて」と、「別表一の二(一)「10」の外書の金額、別表一の二(二)「８」の外書の金額又は別表一の二(三)「８」の外書の金額を加えた金額を記載する」を「別表一の二「10」の欄に外書きした金額を「別表一の二「10」」に含めて計算する」に改め、同第六号中「特例）」の次に「（特別措置法第33条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表十七（三の十二）付表において同じ。）」を加える。

別表十七㈣の表中

平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・	平　・　・ 平　・　・

を

・　・ 　・　・	・　・ 　・　・	・　・ 　・　・

に改める。

別表十七の十一の表中

別表十七(二の二)「19」

を

別表十七(二の二)「18」

に改める。